（紛争解決委員の選任の通知）
第37条　規則第75条第２項による紛争解決委員の選任の通知は、口頭、書面の交付若しくは送達又は電磁的記録の提供の方法によって行うことができる。
（資料等の提出）
第38条　規則第83条第１項の請求により又は同条第２項の規定に基づき報告書又は物件を提出する場合には、紛争受付課を経由して行うものとする。但し、聴聞期日に出席している当事者にあっては、直接紛争解決委員に対して提出することができる。
２　報告書又は物件を提出する当事者は、提出に際し、当該報告書又は物件の返還を求めるか否かを明らかにしなければならない。また、提出しようとする物件につき、以下の事項を明らかにするよう努めるものとする。
⑴　作成者及び作成年月日
⑵　原本又は写しの別
⑶　紛争との関連性
（直接交渉）
第39条　第26条の規定は、規則第86条で準用される規則第48条の場合に準用する。
（協会員等の報告義務）
第40条　規則第87条第１項第12号に規定する細則で定める事由は、以下の甲欄に掲げる事由とし、細則で定める事項は、以下の乙欄に掲げる事項とする。

	甲	乙
⑴	当該協会員等が貸金業を廃業し又は貸金業法第24条の６の５第１項に定める処分を受けた場合	廃業又は登録取消処分を受けた旨及びその年月日
⑵	当該協会員等の氏名、名称若しくは商号、住所、電話番号又は代表者を変更した場合	当該変更した事項

（和解契約書）
第41条　第27条の規定は、規則第87条第４項に定める和解契約書につき準用する。
（契約者等による報告）
第42条　規則第88条第１項第５号に規定する細則で定める事由及び事項は、当該契約者等の氏名、名称若しくは商号、住所、電話番号又は代表者を変更した場合における当該変更した事項とする。
（和解書）
第43条　規則第89条第２項又は規則第90条第４項により紛争解決委員が和解書を作成する場合には、当該和解の条項を記載した書面３通を作成し、当事者双方の署名若しくは記名及び捺印をさせ又は紛争解決委員が当事者双方が当該条項を受諾した旨及びその年月日を認証し署名捺印をしなければならない。
（紛争解決手続の終了）
第44条　規則第91条第２項に規定する細則で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。
⑴　規則第91条第１項各号のいずれに該当するかの別
⑵　規則第91条第１項第２号のうち裁判外の和解以外のものを理由とする場合には、係属した裁判所、事件番号、事件名及び判決の言渡しの日又は調停若しくは和解の成立した日
⑶　規則第91条第１項第２号のうち、裁判外の和解を理由とする場合には、当該和解の成立日
⑷　規則第91条第１項第３号から第５号のいずれかに掲げる事由による場合には、該当する具体的な事実
（申立ての取下げ）
第45条　規則第92条第１項により申立てを取り下げる場合には、申立人の署名又は記名及び捺印をした書面を提出するものとする。但し、申立人に代理人がある場合であって、当該代理人が申立ての取下げについて権限を有する場合には、代理人の署名又は記名及び捺印でこれに代えることができる。
２　規則第92条第１項に規定する細則で定める事項は以下に掲げる事項とする。
⑴　申立人の氏名
⑵　当該紛争解決手続を特定する事項。但し、申立人が貸金業相談・紛争解決センターから事件番号及び事件名の通知を受けている場合には、当該事項
⑶　申立てを取り下げる旨
⑷　申立てを取り下げる年月日
⑸　代理人がある場合には代理人の氏名
（資料等の閲覧謄写）
第46条　第29条の規定は、規則第95条第１項により資料等を閲覧し又は謄写する場合に準用する。
（手続実施記録）
第47条　第30条第１項の規定は、手続実施記録につき準用する。この場合において第30条第１項に「規則第55条」とあるのは、「規則第96条」と、「苦情処理手続の記録」とあるのは、「手続実施記録」と、「和解契約書」とあるのは「和解書」と、「回答書」とあるのは「答弁書」と読み替える。
２　規則第96条第１項第６号に定める紛争解決手続の実施の経緯には、以下の事項を記載しなければならない。
⑴　紛争解決手続を実施した日時及び場所又は文書の送付、電子メールの送信又は映像若しくは音声の送受信の方法により紛争解決手続を実施した場合にあってはその旨及びその方法
⑵　紛争解決手続における請求が変更、追加又は撤回された場合にはその旨及びその内容並びに当該請求の変更等が反対当事者に通知された方法及びその到達年月日
⑶　紛争解決手続における当事者又は参考人の説明その他の陳述の要旨
⑷　前各号のほか紛争解決委員が記載を指示した事項
３　規則第96条第１項第10号に規定する細則で定めるものは、次に掲げる事項とする。
⑴　当該紛争解決手続に係る事件番号
⑵　当該紛争解決手続が苦情処理手続から移行を申し立てられたものであるときにはその旨及びその年月日
⑶　規則第59条第２項により準用される規則第38条第２項による許可又は同条第３項による取消若しくは代理権の範囲の制限がなされたときは、その年月日及びその内容（代理人の氏名を含む。）
⑷　紛争受付課による紛争解決手続開始の申立ての補正の求めにつき不服申立てがあったときにはその旨及びその年月日並びに不服申立てに関する決定、その理由及び年月日
⑸　前号の不服申立てにつき当該不服申立ての申立人が取り下げた場合にはその旨及びその年月日
⑹　紛争解決委員の解任の申立てがあった場合にはその旨、その年月日及び当該申立てをなした当事者の氏名
⑺　紛争解決委員が解任された場合にはその旨、その年月日及びその事由
⑻　紛争解決手続につき傍聴を認めた場合にはその旨及び傍聴人の氏名又は範囲
⑼　申立てにつき併合又は分離された場合にはその旨、併合又は分離に係る他の申立ての事件番号その他これを特定する事項及び併合又は分離の決定がなされた年月日
⑽　規則第95条第１項に定める資料等の閲覧又は謄写の請求があった場合には、前条により準用される第29条第１項各号に掲げる事項及び資料の提出者の同意不同意の別
⑾　規則第95条第１項に定める資料等の閲覧又は謄写の請求に対して資料を提出した者の同意があった場合には、前条により準用される第29条第３項各号に掲げる事項
⑿　規則第96条第３項により準用される規則第55条第３項により手続実施記録の謄本、抄本若しくは記載事項証明書又は和解書の謄本の交付の請求があった場合には、第48条第１項各号に掲げる事項
⒀　規則第96条第４項により手続実施記録の記載事項証明書の交付の請求があった場合には第48条第２項各号に掲げる事項
４　手続実施記録には、当該手続実施記録を作成した貸金業相談・紛争解決センターの職員が記名押印し、紛争解決委員が検印しなければならない。
（手続実施記録の謄本等の請求）
第48条　当事者又は当事者であった者が、規則第96条第３項により準用される規則第55条第３項に定めるところに従い手続実施記録の謄本、抄本若しくは記載事項証明書若しくは手続実施記録に編綴された和解書の写しの謄本の交付を請求するには、書面により以下の事項を明らかにして紛争受付課に対して行わなければならない。
⑴　請求者の氏名、名称又は商号及び請求年月日